

民間保育園
 幼保連携型認定こども園
 小規模保育施設
 事業所内保育施設

ご担当者様

令和7年3月

幼保運営課

保育士資格及び幼稚園教諭免許状の取得支援事業補助金について（依頼）

市内保育施設に勤務している方で、保育士資格又は幼稚園教諭免許を取得するために要した費用の一部を補助する事業について周知させていただきます。つきましては、補助金の活用及び資格をお持ちでない保育従事者への周知をお願いいたします。

1 補助事業

（1）養成施設卒業による保育士資格取得支援事業

- ・ 補助対象 : 民間保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設
- ・ 概要 : 雇用している無資格者が養成施設の卒業によって保育士資格を取得した際に発生した費用を上記補助対象の施設が負担している場合、負担した額の1/2額を補助します。
 また、無資格者が不在の際に雇用した代替職員に係る費用の一部を補助します。（民間保育園・認定こども園は対象外）

（2）保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

- ・ 補助対象 : 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園への移行を予定している民間保育園
- ・ 概要 : 幼保連携型認定こども園で必要となる保育教諭確保のため、雇用している保育士が特例制度により幼稚園教諭免許を取得する際に発生した費用を上記補助対象の施設が負担している場合、負担した額の1/2額を補助します。
 また、保育士が不在の際に雇用した代替職員に係る費用の一部を補助します。

（3）保育士試験による保育士資格取得支援事業

- ・ 補助対象 : 保育士資格取得を目指す方へ直接補助。
 ただし、以下の施設のいずれかに勤務していること

保育所（園）、認定こども園（幼稚園型除く）、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設
- ・ 概要 : 保育士試験の対策のための学習費用（受験対策講座）の一部を、受講者本人に直接補助します。

※いずれの事業も、保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による貸付等を受けている場合は、対象になりません。

また、実施計画書の提出が補助の要件となっていることから、養成施設等の受講前、保育士試験の対策前にご相談をいただく必要があります。

2 事業の詳細・補助金交付までの流れ 等

別途配布した『資格取得の手引き』をご参照ください。

3 『(3) 保育士試験による保育士資格取得支援事業』 について

資格取得を目指す方へ直接補助を行いますので、無資格者の方への周知をお願いします。(別途作成した案内文の配布・掲示等をお願いします。)

4 申請方法

補助金の交付を受けようとする場合は、幼保運営課助成班(043-245-5729)までお問い合わせください。必要書類についてご案内します。

【問い合わせ先】

千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課

担当：助成一班 高木

電話：043-245-5729

Mail : unei-josei@city.chiba.lg.jp

【施設向け】

保育士資格及び幼稚園教諭免許状の取得支援事業 補助金申請の手引き

令和7年3月

幼保運営課

【目次】

1 保育園等に補助を交付する事業

- (1) 保育所等保育士資格取得支援事業（保育士資格の取得支援）・・・・・・p 3～4

【補助対象】

民間保育園、認定こども園、小規模保育事業（A・B・C型）、
事業所内保育事業、認可外保育施設

- (2) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業
（幼稚園教諭免許状の取得支援）・・・・・・p 5～6

【補助対象】

幼保連携型認定こども園、
幼保連携型認定こども園へ移行予定の民間保育園

* 補助金交付までの流れ、補助の申請に係る必要書類について・・・・・・p 7

2 資格取得を目指す者（本人）へ直接補助を交付する事業

- (1) 保育士試験による保育士資格取得支援事業・・・・・・p 8～9

【補助対象】

以下の施設に勤務しており、保育士試験の受験によって保育士資格の取得を目指す者

- ・ 保育所（園）
- ・ 保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、地方裁量型認定こども園
- ・ 小規模保育事業（A・B・C型）
- ・ 事業所内保育事業所
- ・ 認可外保育施設

1 保育園等に補助を交付する事業

(1) 保育所等保育士資格取得支援事業（保育士資格の取得支援）

①補助の内容

養成施設の卒業により保育士資格取得を目指す者の受講料等を負担している保育園等に対して、保育園等が負担した額について補助を交付します。

②補助項目

- (ア) 指定保育士養成施設の受講料等補助
- (イ) 養成施設受講によって不在となった職員の代替職員の雇上費

③補助対象となる施設

- (ア) 受講料補助 : 民間保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設
- (イ) 代替雇上費補助 : 小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設

④実施要件

以下のA～D全てに該当する者を雇用している保育園等に対し補助金を交付します。
(※保育園等への補助となります。受講者本人へ直接補助するものではありません。)

- A : 保育園等に勤務している常勤（1日6時間・月15日以上勤務）の保育従事者で、保育士資格を有していない者（無資格者）
- B : 指定保育士養成施設において保育士資格を取得する者
- C : 類似事業による貸付等を受けていない者
※保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による貸付等を受けている場合は、本事業の対象になりません。
- D : 保育士証の交付を受けた後も継続して、現在勤務している保育園等に1年以上勤務する者。

⑤補助の対象となる経費

- (ア) 受講料等補助
 - ・ 入学料（養成施設における受講の開始に際し、当該養成施設に納付する入学金又は登録料）
 - ・ 受講料
 - ・ 教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。）

※留意事項

★以下の費用は補助の対象になりません。

- ・その他の検定試験の受講料 ・受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- ・補講費
- ・養成施設が実施する各種行事参加に係る費用
- ・学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- ・交通費及びパソコン、ワープロ等の器材等 ・分割払いの場合の金利手数料

★本事業は、児童福祉法に基づく指定保育士養成施設（大学、短大など）を受講、修了して保育士資格を取得する取組みに助成するものです。従って、カルチャースクールなどが実施する保育士試験受験に係る講座の受講料は、現在、補助の対象となりません。

★指定保育士養成施設の受講方法は、通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制のいずれの形態でも可能です。また、一部の教科目を科目等履修により修めることで保育士資格を取得する場合も対象とします。

（イ）代替雇上費補助

養成施設受講にあたり代替として雇い上げた職員に係る雇上費

※小規模保育事業（Ａ・Ｂ型）、事業所内保育事業、認可外保育施設が補助対象となります。

⑥補助額

（ア）受講料等補助

保育園等が負担した経費の１／２と、以下の上限額を比較して低い方。

※養成校の受講方法によって上限額が異なります。

- | | |
|--|--------|
| (A) 養成施設（２年制の大学等）を卒業することにより保育士資格を取得する場合 | ： ３０万円 |
| (B) 幼稚園教諭免許状を有する者で、特例制度により保育士資格取得をする場合 | ： １０万円 |
| (C) 幼稚園教諭免許状を有する者で、特例制度対象外であるが一部を免状されて保育士資格を取得する場合 | ： ２０万円 |

（イ）代替雇上費補助

保育園等が雇用に係った経費と、１日あたり７，６９０円を比較して低い方

⑦補助金交付時期

受講者が保育士資格の登録後に補助金を交付します。

(2) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

(幼稚園教諭免許状の取得支援)

①補助目的

特例制度を利用して幼稚園教諭免許の取得を目指す者の受講料等を負担している幼保連携型認定こども園または幼保連携型認定こども園への移行を目指す保育園に対して、認定こども園等が負担した額について補助を交付します。

②補助内容

- (ア) 特例制度を利用して幼稚園教諭免許状を取得する際の大学等の受講料等補助
- (イ) 養成施設受講によって不在となった保育士の代替保育士の雇上費

③補助の対象となる施設

- ・ 幼保連携型認定こども園
- ・ 幼保連携型認定こども園へ移行を予定している民間保育園

④実施要件

以下のA～D全てに該当する者を雇用している補助対象施設で、補助対象施設が受講に係る費用を負担している場合に補助を行います。

(※保育園等への補助となります。受講者本人へ直接補助するものではありません。)

A：千葉市の幼保連携型移行予定施設に勤務している保育士で、幼稚園教諭免許状を有していない者

B：平成27年4月1日以降に、特例制度を利用して幼稚園教諭免許状を取得する者

C：類似事業による貸付等を受けていない者

※雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による貸付等を受けている場合は、本事業の対象になりません。

D：幼稚園教諭免許状の交付を受けた後も継続して、現在勤務している保育園等に1年以上勤務する者。

⑤補助対象経費

(ア) 受講料等補助

- ・ 入学料（養成施設における受講の開始に際し、当該養成施設に納付する入学金又は登録料）
- ・ 受講料
- ・ 教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。）

※留意事項

★以下の費用は補助の対象になりません。

- ・ その他の検定試験の受講料 ・ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- ・ 補講費
- ・ 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用
- ・ 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- ・ 交通費及びパソコン、ワープロ等の器材等 ・ 分割払いの場合の金利手数料

★本事業は、特例制度を利用して幼稚園教諭免許状を取得する取組みに対して助成するものです。

★大学等の受講方法は、通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制のいずれの形態でも可能です。

(イ) 代替職員雇上費補助

養成施設受講にあたり代替として雇い上げた保育士に係る雇上費

⑥補助額

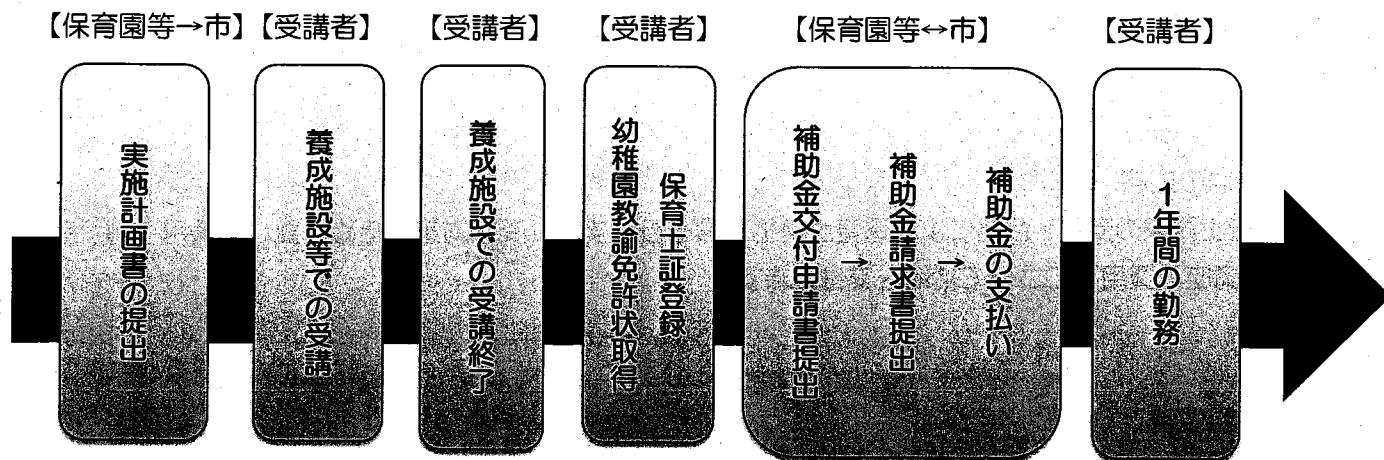
(ア) 養成施設の受講料等補助

保育園等が負担した経費の1/2と、10万円を比較して低い方

(イ) 代替職員雇上費補助

保育園等が雇用に係った経費と、1日あたり7,690円を比較して低い方

* 補助金交付までの流れ *



* 補助の申請に係る必要書類について *

補助金の交付を受けるにあたり、以下の書類も必要になりますので、あらかじめご準備をお願いします。

- 資格取得を目指すものが保育園等に勤務していることがわかる書類（雇用通知書 など）
- 受講者が養成施設を受講していることがわかる書類
- 養成施設へ受講料等を支払ったことがわかる書類、保育園が費用を負担していることがわかる書類
- 取得した資格証の写し

実施しようとする場合は、実施計画書の提出が必要です。実施予定の施設は必要書類をお渡ししますので、幼保運営課（043-245-5729）までお問い合わせください。

2 資格取得を目指す者（本人）へ直接補助を交付する事業

(1) 保育士試験による保育士資格取得支援事業

①補助の内容

保育士試験の受験・合格により保育士資格取得を目指す者が受験対策のために要した費用（例：受験対策講座の費用）について補助を交付します。

②補助項目

（ア）受験対策講座の受講料等補助

③補助対象となる者

市内の以下の保育園等に勤務している方で、保育試験の受験・合格により保育士資格取得を目指す者。

公立保育所、民間保育園、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、
地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設

④実施要件

以下のA、Bどちらにも該当していること

A：類似事業による貸付等を受けていない者

※保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による貸付等を受けている場合は、本事業の対象になりません。

B：保育士証の交付を受けた後も継続して、現在勤務している保育園等に1年以上勤務する者。

⑤補助の対象となる経費

予備校や通信講座などの受講料等について、補助します。（保育士試験の筆記試験日から起算して2年前までのものが対象になります。）

- ・入学料
- ・受講料
- ・教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。）

※留意事項

★以下の費用は補助の対象になりません。

- ・その他の検定試験の受講料 ・受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- ・補講費
- ・養成施設が実施する各種行事参加に係る費用
- ・学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- ・交通費及びパソコン、ワープロ等の器材等 ・分割払いの場合の金利手数料
- ・書店で自ら購入した参考書

★受講方法は、通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制のいずれの形態でも可能です。

⑥補助額

負担した経費の1/2と、15万円比較して低い方。

⑦補助金交付時期

保育士資格の登録後に補助金を交付します。

※案内文を作成しましたので、無資格者への方へ配布・周知をして
いただきますようご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課

担当：助成一班 高木

電話：043-245-5729

Mail：unej-josei@city.chiba.lg.jp



市内の保育園等に勤務されている方で、保育士資格をお持ちでない方へ

**保育士試験によって保育士資格取得をされた場合、
試験の受験対策に要した学習費用の一部を補助します。**

【事業内容】

市内の保育園等に勤務されている保育士資格を有していない方が、試験受験のために要した学習費用の一部を補助します。

【対象となる方】

市内の保育所（園）、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設に勤務している方

【対象となる方の要件】

- * 保育士試験を受験し合格することによって保育士資格の取得を目指す方。
- * 保育士登録した日から1年以上、現在勤務している保育園等に引き続き勤務すること。

*** 学習費用の1／2額を補助します。（上限15万円）**

*** 保育士登録されてからの補助となります。**

*** 自ら書店で購入した参考書の購入費用は対象外です。試験の受験対策講座に要した費用の補助となります。**

*** 補助を受けようとされる方は、書類の提出が必要です。詳細については幼保運営課までお問い合わせください。**



【問い合わせ先】

千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課

担当：助成一班 高木

電話：043-245-5729

Mail：unei-josei@city.chiba.lg.jp

